

平成28年8月26日

第7回 経済・財政一体改革推進委員会
教育、産業・雇用等ワーキング・グループ

資料2

我が国の高等学校教育の現状と 今後の改革の方向性



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

我が国の高等学校の現状 — ① 全体像 —

< 概要 >

- 高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す」ことを目的としており、中学校を卒業した生徒の96.6%が進学※する学校。
- 具体的には、
 - ・ 教育の提供や手法の観点から、「全日制」、「定時制」、「通信制」、
 - ・ 教育の内容の観点から、「普通科」、「専門学科」、「総合学科」、
 - ・ このほか、「単位制高校」や、中等教育学校をはじめとする「中高一貫教育校」、
 など、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などに応じて、その多様化が図られてきたところ。

※ 高等専門学校等への進学まで含めると、98.5%

○国公私別の高校数／生徒数

	国立	公立	私立	計
校数	15 (0.3%)	3,604(73.0%)	1,320(26.7%)	4,939
生徒数	8,623(0.2%)	2,334,864(66.7%)	1,156,020(33.0%)	3,499,507

○学科別の高校数(延べ数)／生徒数※

	普通科	専門 学科	専門学科									総合 学科	計			
			農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他			通信制	専攻科・ 別科	生徒数 計
延べ校数	3,797	2,587	309	537	636	42	277	94	28	98	566	362	6,746			
生徒数	2,409,432 (72.8%)	724,126 (21.9%)	83,040 (2.5%)	254,524 (7.7%)	202,308 (6.1%)	9,193 (0.3%)	42,230 (1.3%)	14,756 (0.4%)	3,130 (0.1%)	9,465 (0.3%)	105,300 (3.2%)	176,055 (5.3%)	3,309,613	180,393	9,501	3,499,507

出典：平成27年度学校基本調査 1

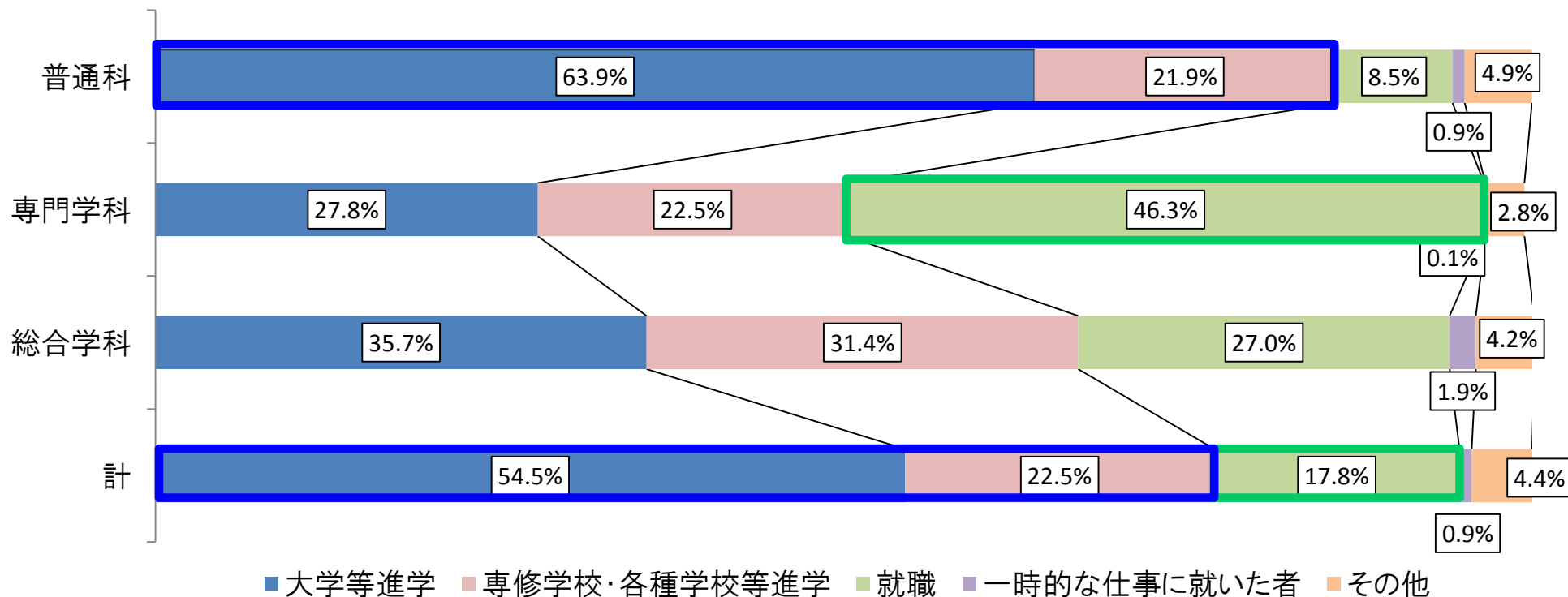
※学科別の高校数・生徒数は通信制及び専攻科・別科を含まない。

我が国の高等学校の現状 — ② 卒業後の進路状況 —

< 概要 >

- 高校を卒業した生徒の進路先の内訳については、全学科で見ると、平成26年度末時点で概ね以下の通り。
 - ① 進学する生徒が、約77%（※うち大学等が、約55% / 専門学校等が、約23%）
 - ② 就職する生徒が、約18%
 - ③ その他(家事手伝い等)の生徒が、約4%
- 学科別に見ると、普通科では進学する生徒が約86%である一方、専門学科では就職が約46%となっているなど、学科ごとに卒業者の進路の傾向は大きく異なる。

○高校卒業者の進路(学科別)



我が国の高等学校の現状 — ③ 高等学校教育に関するPDCAの現状 —

< 概要 >

➤ 高等学校を設置する地方公共団体において、法令に基づき以下の高等学校教育の充実に向けたPDCAに取り組んでいる。

① 地方公共団体における**教育の振興に関する基本的な計画**の策定 (教育基本法第17条)

② 教育委員会における**事務の管理及び執行の状況についての点検・評価**
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条)

③ 学校における**学校運営の状況についての評価、その結果に基づく学校運営の改善を図るための必要な措置**の実施 (学校教育法第42条 等)

①教育の振興に関する基本的な計画を策定している都道府県・政令指定都市の割合：**100%**

②都道府県・政令指定都市教育委員会における点検・評価の実施率：**100%**

//

HPでの結果の公表率：**100%**

③公立高等学校における自己評価の実施率：**100%**

//

学校関係者評価の実施率：**99.8%**

我が国の高等学校の現状 — ④外部との連携 —

< 概要 >

- 前ページの枠組みに加え、学校の運営に地域等の外部関係者の意見を取り入れながら、高校作りを進めている例もある。
 - ・ 設置者の委嘱により、保護者や地域住民等が学校運営に関し意見を述べる事ができる**学校評議員**
(学校教育法施行規則第49条 等)
 - ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認したりすることなどにより、学校運営に参画する**学校運営協議会を設置する学校(コミュニティ・スクール)**

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

○学校評議員を設置している公立学校数(平成26年度)

小学校	中学校	高校
15,398 (77.5%)	7,393 (78.1%)	2,867 (81.8%)

○コミュニティ・スクールの数(平成28年4月)

小学校	中学校	高校
1,819 (8.8%)	835 (8.0%)	25 (0.5%)

括弧内は平成27年5月1日現在の学校数に占める割合

○公立学校における学校評議員の属性の例(平成26年度)

	小学校	中学校	高校
自治体等関係者	73.7%	62.2%	46.3%
社会教育施設・ 団体関係者	39.9%	28.0%	19.8%
地元企業・ NPO関係者	7.7%	12.1%	56.9%
学識経験者等	18.1%	16.8%	42.2%

割合は当該属性の評議員を置いている学校/学校評議員を設置している学校

○高校におけるコミュニティ・スクール数の推移

